

社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会

役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第22条及び評議員選任・解任委員会の運営細則第14条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い必要となる経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員は、社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会の定款第8条、第22条及び評議員選任・解任委員会の運営細則第14条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員会委員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 費用弁償の額は1日につき2,000円とする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。